

令和六年四月十六日受領
答弁第七六号

内閣衆質二二三第七六号

令和六年四月十六日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員落合貴之君提出政治資金とその税務上の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員落合貴之君提出政治資金とその税務上の取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「政治資金の取扱いに関して税務調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、これまでに国会議員に対する政治資金の課税上の取扱いを調査対象に含めた税務調査を行った事例はある。

二及び四について

御指摘の「政治資金の取扱いに関して税務調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、国税当局においては、様々な機会を通じて課税上有効な各種資料情報の収集に努め、これらの資料情報と提出された申告書等を分析し、課税上問題があると認められる場合には、税務調査を行うなどし、その結果として、必要に応じて修正申告等の勧奨等を行っているところであり、このような対応は納税者が国会議員であっても同様である。

三について

お尋ねは、個別の納税者の課税関係に関する事柄であり、お答えすることは差し控えたい。